

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



住民票の写し、 印鑑証明書の発行停止

電算システムのメンテナンスのため、公民館での住民票の写しと印鑑証明書の発行を停止します。皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

とき 7月6日(土)・7日(日)
問合せ先 役場 住民課
内線 173・174

国民年金保険料の 免除制度

将来国民年金を受給するには、20歳に加入してから60歳までの40年間のうち、最低25年以上の保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、国民年金保険料の納付を免除する制度を利用することができます。

ただし、免除を受けた期間については、年金額が減額されます。将来、有利な年金を受け取るために、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

●免除の対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・前年の所得(収入)が少なく、保険料を納めることが困難な方
- ・失業により、保険料の納付が困難な方(雇用保険受給資格者証・離職票等が必要)
- ・地方税法に定める障がい者または寡婦控除を受けられた方で、前年の所得が125万円以下の方

- ・申請のあった日の属する年度または、前年度において災害(震災・風水害・火災等)で、財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方

●申請免除の種類

全額免除 保険料の全額(15040円)が免除されます。

4分の3免除 保険料の4分の3が免除され、残りの4分の1(3760円)を納付するものです。

半額免除 保険料の半額が免除

され、残りの半額(7520円)を納付するものです。

4分の1免除 保険料の4分の1が免除され、残りの4分の3(11280円)を納付するものです。

●免除を受けるには

免除の承認には、前年の所得を確認する必要があるため、毎年申請が必要です。

なお、所得については、本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となります。

●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳代)の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

- ・本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予の対象となる所得の目安は、全額免除と同じ計算式で求めることができますが、若年者納付猶予の場合、世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得のみで判定します。

そのため、世帯主の所得が高いために保険料免除の対象とならなかった方が、若年者納付猶予の

申請により対象となる場合があります。
 申請により対象となる場合があります。

・猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

・障害・遺族基礎年金を

受け取ることができません

納付猶予期間中に障がいや死亡といった不慮の事態が発生した場合に受給資格があれば、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・所得証明書、確定申告書写、源泉徴収票(平成25年1月1日現在本町以外で居住していた方)

申請場所 役場 住民課

免除(納付猶予)される期間

平成25年7月～26年6月
問合せ先 中村年金事務所

☎(451)3485
 役場住民課内線121

**防犯対策
 センサーライト補助金**

安全に安心して暮らせるまちづくりを目的に、防犯対策として、住宅にセンサーライトを購入設置した方に対し、平成25年度も引き続き予算額(40万円)の範囲内で補助金を交付します。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までにセンサーライトを購入設置した方

※補助の対象は1世帯につき1基を限度とします。
 ※昨年度以前に補助を受けた世帯は対象となりません。

補助金額 センサーライト購入設置金額の2分の1以内とし、20000円を限度額とします。ただし、その額に1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

申請方法 補助金の交付を申請しようとする方は、センサーライ

ト設置完了後、平成26年3月末日までに次の書類を添えて申請してください。

- ・大治町防犯対策補助金交付申請書兼請求書
- ・領収書(購入品目や工事内容が確認できるもの)
- ・センサーライト設置前および設置後の写真
- ・申請者の銀行口座が確認できるものおよび印鑑

※申請書は総務課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

注意 センサーライトは人感等により自動で点灯および消灯する装置で、犯罪防止の効果があるものが補助対象となります。

申込・問合せ先 役場総務課
 内線151

**ご存じですか?
 ジェネリック医薬品
 ～上手に選んで薬代を節約～**

●ジェネリック医薬品とは?

お医者さんで処方してもらった薬には同じ成分・同じ効き目、高い薬と安い薬があるのをご存

じでしたか。

高い方の薬は「新薬」。新薬とは、医薬品メーカーが初めて作る薬のことで、「先発医薬品」ともいいます。新薬の開発には10数年以上の年月と数百億円の費用がかかるため、薬価が高く設定されます。

もう一つは、「ジェネリック医薬品」。新薬の特許期間満了後に厚生労働省の承認を得て発売される薬の総称で、「後発医薬品」ともいいます。

新薬に比べて、大幅な開発コスト削減と開発期間の短縮が可能のため、新薬と同じ成分・同じ効き目でありながら、その価格は3～7割も安価になります。

●薬の効き目は?

医薬品には、有効性・安全性を確保するために、薬事法によってさまざまな規制が定められています。安全性に関する基準をはじめ、製造管理、品質管理など各段階で守るべき基準があり、新薬もジェネリック医薬品も全く同様の規制を守って開発、製造、販売されています。

また、新薬の特許期間が満了するまでの間、その薬は多くの患

お知らせ

募集

お願いい相談

スポーツ

催し

講座・教室

者さんに使用され、有効性のみならず安全性の定期報告もしっかりとなされています。したがって、新薬と同じ成分で製造されるジェネリック医薬品の有効成分についても、安全性が証明されています。

●ジェネリック医薬品に

興味を持ったら

ジェネリック医薬品に替えられるか、まずは医師に相談してみてください。薬局で薬をもらうための処方せんに医師の署名がなければ、新薬でもジェネリック医薬品でもどちらでも選ぶことができます。処方せんをもらったら、「かかりつけ薬局」へ処方せんを持っていき、価格や効果、副作用などジェネリック医薬品と新薬との違いや特徴などについて、納得がいくまで薬剤師にご相談ください。

いきなりジェネリック医薬品に切り替えるのは不安という方は、まず「お試し調剤」で、短期間試してみたり、複数服用の場合は一つずつ替えてみるという方法もあります。

なお、分割調剤を希望する場合、別途後発医薬品分割調剤料が料金に上乘せられます。

●注意

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れてから発売されるため、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

また、中にはジェネリック医薬品に変更できない薬や、ジェネリック医薬品を取り扱っていない薬局などもありますので、その際はかかりつけの医師、薬剤師に相談し、意見もしっかり聞きましよう。

●医療費適正化にも

貢献しています

ジェネリック医薬品を使用することで、患者さんの薬代の負担が減り、家庭での医療費の節約に役立ちます。

また、慢性疾患では、薬代が高いからといって、通院や薬の服用をやめてしまう人も少なくありません。でも、薬は飲み続けることが大切です。

ジェネリック医薬品の使用により、正しい治療を無理なく続けられる環境が整います。そしてひいては高騰する医療費の抑制にもつながります。ぜひ、ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう。

昨年6月に県内で初の試みとして国民健康保険加入全世帯に配布しましたジェネリック医薬品希望シールが必要な方は、役場窓口においてありますのでご利用ください。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

かかった医療費に関心を

賢く、無駄なく、医療サービスを受けるには、これまで以上に医療費について関心を持つことが大切です。

家計に気を配っている方でも、盲点となるのが医療費の支出。やむを得ない支出と思われがちな医療費ですが、チェックしてみると、意外と無駄が多いことに気が付くものです。

皆さん一人ひとりが医療費に関心を持ち、積極的な生活改善で健康を維持し、医療費の増加に歯止めをかけましょう。

●医療費節約のポイント

- ・日ごろから健康づくりを心掛けます。
- ・定期的に健康診断を受けて、

早期発見・早期治療を心掛けます。

・自宅の近くにいて、病状などについて親切に説明し、気軽に相談に乗ってくれる「かかりつけ医」を持ちましょう。

・同じ病気で同時に2人も3人ものお医者さんにかかる重複受診・はしご受診や、同一月に医療機関を頻繁に受診する多受診はやめましょう。

・薬をむやみに欲しがらず、お医者さんの指示に従って、適切な用量・用法で服用しましょう。

・急病などのやむを得ない場合を除いて、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

国民健康保険特定健診・後期高齢者医療健診が始まりました

40歳以上の方を対象に、年1回行われる健診。昨年は受診されましたか。

日本人の生活習慣の変化や高齢者の増加等により、近年、糖尿

病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は、全体の約3分の1にも上ると推計されています。

生活習慣病は、一人ひとりがバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。

生活習慣病予防のための特定健診・保健指導を積極的に受診し、健康づくりに活用しましょう。

● 集団健診

とき 8月28日(水)・29日(木)

ところ 保健センター 健康館
すこやかおおはる

申込開始 7月31日(水)午前8時30分

● 人間ドック

とき 8月31日(土)～9月8日(日)

ところ 指定医療機関

申込開始 7月30日(火)午前8時30分～役場3階
※13000円(予定)が必要です。

● 個別健診

ところ 安藤医院・こうのう内科・中川医院・中原クリニック・はら医院・みきクリニック・みずのホームクリニックほか

受診期限 9月30日(月)

● 注意

・ 集団健診、人間ドック、個別健診のいずれか一つのみ受診可能です。

・ 集団健診、人間ドックどちらも定員になり次第締め切りります。

・ 人間ドックは30歳代の方も受診可能です。

・ 詳細については、該当者あての通知をご覧ください。

・ 国民健康保険・後期高齢者保険以外の医療保険に加入している方は、加入している各医療

保険者にお問合せください。

問合せ先 役場 保険医療課
内線170

募集



町職員

平成26年度採用の職員を次の要領で募集します。

採用予定人員

事務職若干名

事務職(土木技師)若干名

事務職(障がい者対象) 1名

受験資格

・ **事務職** 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、四年制大学以上を卒業した者または平成26年3月までに卒業見込みの者

・ **事務職(土木技師)** 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、四年制大学以上を卒業した者または平成26年3月までに卒業見込みの者で、土木課程を履修した者

・ **事務職(障がい者対象)** 昭和63年4月2日以降に生まれた者で、四年制大学以上を卒業した者または平成26年3月までに卒業見込みの者で、身体障害者手帳を所持しており、自力による通勤および職務遂行が可能で、かつ活字印刷文による出題に対応できる者

※日本国籍を有しない者は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができません。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受

験できません。

試験方法

● 第1次試験

教養試験および職場適応性検査

● 第2次試験

(第1次試験合格者のみ)

論文試験、口述試験および集団討論

申込方法 役場所定の申込書を総務課窓口へ提出してください。

※郵送による申し込みも可能ですが、受験票を送付するための返信用封筒(宛先記入・80円切手貼付のこと)を同封してください。

申し込みは町ホームページからもダウンロードできます。

受付期間 6月3日(月)～21日(金)※土日を除く

※郵送の場合は、21日(金)必着とします。

試験期日

・ 第1次試験 7月28日(日)

・ 第2次試験 8月中旬から下旬にかけて指定する3日間(予定)

給与

・ 初任給(平成25年4月1日現在) 大学卒 17万2200円

※給与改定等により変更になる場合や最終学歴、職歴に応じ

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者は受

て変更になる場合があります。
 ※このほか、地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等の諸手当が条件に応じて支給され、また、6月・12月には期末・勤勉手当が支給されます。

問合せ先 役場総務課
 内線150・162

木造住宅無料耐震診断

大規模な地震に備えて住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施しています。

無料耐震診断は、町が派遣する耐震診断員(建築士)が住宅を訪問・診断し、補強等のアドバイスを行います。

対象となる木造住宅とは？

昭和56年5月31日以前に着工していること。

・在来軸組構法または伝統構法(昭和戦前ぐらゐまでに建てられた農家住宅等)であること。

※枠組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は

除く。

・2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅で借家を含む。

・現に人が住んでいる住宅であること。

耐震診断員(建築士)とは？

県内に在住・在勤の建築士で県の耐震診断員の養成講習会を受講し、知事が診断員として登録を行った人で、登録証を携帯しています。

申込方法 役場で配布している

「わが家の簡易耐震診断票」に必要事項を記入のうえ提出してください。申し込み後、診断の実施時期等について役場から通知します。なお、簡易耐震診断票の郵送をご希望の方は、電話で送付先をご連絡ください。

提出・問合せ先 役場都市整備課

内線164

児童クラブ夏季指導員

募集人員 若干名

資格 高卒以上の方で子どもが

大好きな方

雇用期間 7月22日(月)～8月

31日(土)

勤務時間 午前8時30分から午後6時までのうち、7時間以内 ※土日を除く

選考方法 書類および面接

提出書類 履歴書、有資格者は資格証(保育士免許または、教員免許)

提出期限 6月29日(土)

勤務地 東部(大治会館前)、西部(西小学校西北側)、南部(総合福祉センター3階)の児童クラブのいずれか

賃金 時給800円以上(有資格者優遇)

提出・問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

**5・6月会員入会強調月間
社会福祉協議会会員**

社会福祉協議会は、町民の皆さんからの会費や寄付金、行政の協力を得て、ふれあいフェスティバルや敬老会の開催、デイサービス、福祉作業所、児童センターなどの運営をしています。

そこで、さらに充実した活動を展開していくため、活動にご理解、ご協力いただける方を募集してい

ます。

会費(一口)

・個人会員 1000円
 ・法人会員 10000円

入会方法

・本会窓口または役場民生課窓口へお申し込みください。

・町内の金融機関からもお振り込みいただけます。

★本会の趣旨をご理解いただき、ぜひご入会ください。

問合せ先 社会福祉協議会

☎(442)0990

**身に付けよう応急手当
上級救命講習**

とき 6月30日(日)午前8時30分～午後5時15分

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住または在勤の方で満15歳以上の方

内容

・成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法

・小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法

・大出血時の止血法

- ・ 傷病者管理法
- ・ 外傷の手当て
- ・ 搬送法

定員 15名

費用 無料

受付期間 6月10日(月)～23日(日)

申込場所 海部東部消防組合消

防本部・消防署・北分署・南分署

申込方法 普及講習受講申請書

で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署ま

たは海部東部消防本部ホームペ

ージからダウンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申

し込みの受付はできません。

問合せ先 海部東部消防組合消

防本部 消防課

☎(442)1605

HP <http://www.amatobu-119.jp>

愛知県障害者委託訓練

～NTTデータだいぢ
ービジネスコミュニケーション
Web制作基礎コース～

訓練期間 7月2日(火)～10月4

日(金)

※毎週月～金曜日

午前10時～午後3時

ところ 各訓練生宅

対象 移動が困難な身体障がい

の方で、自宅にインターネットの

設備があり、メール通信およびオ

フィスソフト(ワード、エクセル、

パワーポイント)等基本的操作が

できる方

内容 ビジネスコミュニケーション、HTMLとCSSの記述、画像

編集等のスキルを習得し、在宅で

Webページの作成を可能にする

定員 5名(面接で選考)

受講料 無料

申込方法 6月7日(金)までに

公共職業安定所で手続きをして

ください。

※受講には、安定所での求職登録

が必要です。

問合せ先 津島公共職業安定所

☎0567(26)3158

愛知障害者職業能力開発校

☎0533(93)2102

お願い



温水プール閉鎖に伴う
利用券の払い戻し手続き

温水プール利用券(回数券)の

払い戻し手続きは、平成25年7

月2日(火)をもって終了します。

お手元にお持ちの方は、温水プ

ール利用券(回数券)と印鑑をご

持参のうえ、お早めにスポーツセ

ンターまでご来館いただきませ

ようお願いします。

問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

空き地等の管理を していますか

これから暑くなり、空き地等の

雑草が繁茂する季節になります。

空き地等の雑草をそのままに

しておくと、害虫の発生源となっ

たり、ごみを不法投棄される場所

になったりと、近隣にお住まいの

方々にも大変な迷惑がかかります。

また、枯れ草になれば火災の

原因にもなります。町の美観や良

好な生活環境を保つためにも、所

有者の皆さんは、雑草が茂らない

よう早めの手入れ、十分な管理

をしてください。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124・159

猫の適切な飼い方について

について

猫は犬と違い、「つないで飼う」

ことが今のところ義務ではあり

ません。そのため、自由に外出さ

せている方が見られます。しかし、

外に出せば、

・ 他人の家・敷地内に侵入し、荒

らす(花壇を掘り返す、糞尿を

する、台所に入る、車を傷つけ

るなど)

・ ごみ捨て場で、ごみをあさるこ

とにより、衛生環境が悪化する

・ 避妊・去勢手術をしていない場

合、年3回も子猫が産まれて

しまう(産ませてしまう)

といった、地域やご近所にさまざ

まな迷惑がかかってしまうこと

を念頭に置いて、責任を持って飼

育してください。

また、発情によるトラブルや不

幸な命を産ませないために避妊・

去勢を行い、家族の一員として一

生涯大切にしましょう。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124・160

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

相談



若年者就職相談

町では、「やりたい仕事が見つからない」、「就職に向けてどうしてよいか分からない」など、就職に関するさまざまな悩みを持つ若年者やその家族を対象に、あま市・蟹江町・清須市と広域で相談窓口を開設します。専門のアドバイザーが相談に応じますので、ぜひご利用ください。なお、開設場所はあま市となりますので、ご注意ください。

とき 6月24日(月)午後1時～4時

ところ あま市役所七宝庁舎 1階相談室

対象 40歳未満の若年者(学生含む)またはその家族

費用 無料

定員 3名(先着順、一人50分)

申込方法 相談日の1週間前までに電話でご予約ください。

申込・問合せ先 役場産業環境課
内線159

消費生活相談窓口

電話による強引な押し売りや頼んでもいない商品が届いたこととはありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安に感じたら、ひとりで悩まずに窓口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

とき 6月19日(水)午後1時30分～4時30分(受付終了午後4時)

※毎月第3水曜日に開催しています。

ところ 役場2階旧保健センター

相談料 無料

申込・問合せ先 役場産業環境課
内線159

無料法律相談

弁護士による無料法律相談を行います。相談時間は一件25分程度で受付順とします。なお、相談は事前に予約が必要です。プライバシーは厳守しますので、お気軽にお申し込みください。

とき 6月25日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター 1階相談室

定員 4組(要予約)

申込・問合せ先 社会福祉協議会
☎(442)0990

※心配ごと相談も、第1・3火曜日の午後2時～4時に開設しています。あわせてご利用ください。心配ごと直通電話
☎(442)7793

スポーツ



体育協会主催スポーツ教室
卓球教室

とき 7月20・27日 8月3・10日(全土曜日)
午後1時30分～3時30分

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学5年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む) 一人400円

受付期間 6月25日(火)～7月14日(日)

指導内容 卓球の基本動作
指導員 卓球クラブ

持ち物 体育館シューズ、ラケット
※ラケットのない方は、お貸しします。

申込・問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077

※教室開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

催し



婦人会主催
サマーライブin大治

楽しい初夏のひとときを過ぎ
しませんか。

とき 6月8日(土)

開場午後1時
開演午後1時30分

ところ 公民館3階講堂・体育室

・第1部午後1時30分～2時
婦人会クラブ発表

・第2部午後2時10分～3時
ピアノコンサート

軽やかに、そして美しくピアノ
の音が音楽を奏でます。

入場料 無料

※先着80名の方に飲み物とクッキー
をプレゼントします。どなた
でもご自由にご参加ください。

問合せ先 公民館内 社会教育課
☎(443)2671

文化協会推進事業
**写真同好会・水墨画同好会
合同30周年記念展**

とき

6月15日(土)午前10時～午後4時
6月16日(日)午前10時～午後3時

ところ 公民館3階講堂・体育室
内容 写真・水墨画展示他

入場料 無料

問合せ先 公民館内 社会教育課
☎(443)2671

海部地区教科書展示会

とき 6月11日(火)～7月5日
(金)※休館日毎週月曜日

午前9時～午後4時

ところ 愛西市佐織公民館

展示教科書 海部地区内の小中
学校で現在使用されている教科書

問合せ先 県教育委員会 義務教
育課 ☎(954)6790

リサイクルフェア

八穂クリーンセンターでは、資
源の有効利用を図り、再生利用を
推進するため家具類のリフォー
ム業務を行っており、再生された
家具類の完成品を構成市町村住
民の皆さんに販売します。また、
併せて環境プログラムも多数用
意しています。

とき 6月16日(日)午前8時50分

～正午

ところ 海部地区環境事務組合
八穂クリーンセンター

対象 海部地区在住の方で、引
取期間内に再利用品を取りに来
られる方

申込書の配布 当日午前8時50
分～10時

クリーンセンター正門で一人
一枚を配布

申込時間 午前8時50分～10時15分
公開抽選時間 午前10時30分

環境プログラム

① 八穂環境学習教室 午前9時
② 地球温暖化対策展示および体験
午前9時

③ 施設見学 午前9時
家具の引取期間 6月16日(日)
～23日(日) 午前9時～午後5時

その他

・対象地区以外の方の申し込み
は、無効とします。

・家具類は、必要経費(補修材料)
を負担していただきます。

・自転車の販売はありません。

問合せ先 海部地区環境事務組合
八穂クリーンセンター

☎0567(68)6500
FAX 0567(68)6700
HP <http://www.atkankyo.or.jp>

講座・教室

文化協会推進事業
親子体験教室

行事食を親子で作ってみませ
んか。

行事食とは、季節折々の伝統
行事などの際にいただく料理で
す。それぞれの旬の食材を取り入
れたものが多く、季節の風物詩の
一つにもなっています。

～婦人会料理研究会～
とき 7月6日(土)午前9時～
午後1時

ところ 研修館

対象 町内在住・在勤の親子
(親一人に対し、子ども一人)

受付期間 6月9日(日)～29日(土)

教材 500円(当日徴収)

定員 先着12組

講師 松本かつよ氏
持ち物 エプロン、筆記用具
申込・問合せ先 公民館内 社会
教育課 ☎(443)2671

お知らせ

募 集

お 願 い 相 談

ス ポー ツ

催 し